

前橋市騒音計貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、騒音計を貸出しすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 騒音計の貸出しの対象者は、生活環境の状況把握又は環境学習等の環境問題への意識向上等を目的として測定する者で次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する者。
- (2) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例条例第38号）第2条第3号に規定される暴力団員等でない者

(貸出申込み)

第3条 騒音計の貸出しを受けようとする者は、騒音計借用申込書（様式第1号）を提出し、騒音計の貸出しを受けるものとする。この場合において、騒音計の貸出しを受けようとする者は住民票の写し、運転免許証又は健康保険証、その他住所（本人）を確認するための書類を提示しなければならない。

(貸出期間)

第4条 騒音計の貸出期間は、貸出を受けた日から7日以内とする。ただし、貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）から申し出があった場合、最大14日まで貸し出すことができる。

なお、返却日が前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第14号）第1条第1項に規定する市の休日にあたる時は、その日以降に到来する直近の市の休日に該当しない日をもって返却日とする。

(貸出台数及び使用場所)

第5条 騒音計の貸出台数は、1人あたり1台とし、その使用場所は、借受者の所有地又は借地とする。

(貸出料)

第6条 騒音計の貸出しは、無料とする。ただし、騒音計の稼動に際し、必要な乾電池等にかかる費用に関しては、借受者の自己負担とする。

(使用報告)

第7条 借受者は、騒音計を返却する際に騒音計借受報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(借受者の責務)

第8条 借受者は、次の各号に掲げる事項を履行しなければならない。

- (1) 騒音計は善良な管理者の注意義務を持って管理すること。
- (2) 騒音計は申込みをした目的以外に使用しないこと。
- (3) 騒音計の権利を譲渡し、又は騒音計を転貸しないこと。

- (4) 公序、良俗その他公共の福祉に反しないこと。
- (5) 騒音計を滅失又は棄損しないように使用すること。
- (6) 貸出期間を厳守すること。
- (7) その他市長が指示した事項。

(損害賠償)

第9条 借受者の責めに帰すべき理由によって騒音計を滅失し、又はき損したときは、借受者においてその損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償の方法及び額は、市長が決定する。

3 騒音計の使用により、借受者が被った被害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者がその責任を負うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月18日より施行する。

様式第1号（第3条関係）

騒音計借用書

年 月 日

（宛先）前橋市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号
職 業

次のとおり、騒音計を借用します。

借用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用目的	(1つだけ○をつける) 1. 生活環境の状況を把握する目的として測定 2. 環境学習など意識向上を図る目的として測定 3. その他（具体的に：)
使用場所	前橋市
物品名及び数量	リオン株式会社製騒音計、デジタルユニット 各1台
貸付料	無料
※その他事項	
※本人確認	住民票の写し・運転免許証・健康保険証 その他 ()

上記太枠内を記入してください。※欄は記入しないでください。

様式第2号（第7条関係）

騒音計借受報告書

年 月 日

（宛先）前橋市長

住 所
利用者 氏 名
電話番号
職 業

年 月 日に借用した騒音計を返却しますので、前橋市騒音計貸出要綱第9条の規定により報告します。

利 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
物品名及び数量	リオン株式会社製騒音計、デジタルユニット 各1台